岩手県告示第609号

漁港漁場整備法(昭和 25 年法律第 137 号)第 6 条第 5 項の規定に基づき、漁港の区域を次のとおり変更する。 平成 18 年 4 月 28 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 漁港の名称 第2種 久喜漁港
- 2 漁港の所在地 久慈市
- 3 変更後の漁港の区域

水域		陸域	
次のア点からエ点までを順次結んだ線及び陸岸により囲ま		水域の欄に規定するウ点、同欄に規定するエ点、次の才点か	
れた海面		らキ点、同欄に規定するア点、同欄に規定するイ点を順次結	
ア点	北緯 40 度 7 分 58 秒 6289	んだ線及び水際線により囲まれた地域	
	東経 141 度 51 分 40 秒 9022	才点	北緯 40 度 8 分 2 秒 0521
イ点	北緯 40 度 7 分 40 秒 4935		東経 141 度 50 分 40 秒 2622
	東経 141 度 51 分 36 秒 8221	力点	北緯 40 度 8 分 7 秒 0245
ウ点	北緯 40 度 7 分 36 秒 1295		東経 141 度 50 分 50 秒 1577
	東経 141 度 50 分 57 秒 4010	キ点	北緯 40 度 8 分 7 秒 5509
工点	北緯 40 度 7 分 53 秒 3174		東経 141 度 51 分 2 秒 3885
	東経 141 度 50 分 33 秒 2102		